

性差別撤廃・男女共同参画推進の徹底を求める会長声明

2021年（令和3年）3月26日

兵庫県弁護士会会長 友 廣 隆 宣

- 1 日本政府は、憲法の定める男女平等原則（14条）を国際社会とともに推進するため、1985年に女子差別撤廃条約を批准した。同条約は、「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女性が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」を女性差別と定義し（同条約第1条）、締約国に対して「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的・文化的な行動様式を修正すること」を求め、この理念の達成は、政府のみならず市民社会、企業、団体、個人に対しても向けられている（同条約第5条、2条）。

現代国際社会において、性差別解消と健全な民主主義発展のために意思決定過程により多くの女性が関与することは普遍的価値であり、国連が2030年までに達成を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」においてもジェンダー平等¹が掲げられ（2015年9月国連サミットで採択、いわゆる「203050」）、日本政府は、内閣府の第5次男女共同参画基本計画が指導的地位への女性の参画の推進を定める（2020年12月閣議決定）など、「203050」の実現をめざし努力が続けられている。

- 2 このような状況において、複数の報道によれば、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の会長（当時）は、2021年2月3日に開催された公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の臨時評議員会において、JOCにおける女性理事の割合を40%以上にするとの目標に関連して²、「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」、「（第三者から）女性の理事を増やす場合は発言の時間も規制しないとなかなか終わらないので困ると聞いた」、「私どもの組織委員会にも女性は（中略）おりますが、みんなわきまえておられて」などと発言した。この一連の発言は、「女性」を一括りとした偏見、蔑視に基づき、民主主義の根幹である議論の場において、女性の自由な言論を制約することにつながるもので、女性に対する差別に該当し（憲法第14条、女子差別撤廃条約第1条）、男女共同参画社会の推進に逆行するものである。

¹ 国連で合意された国際規範としての「男女平等」。国際社会を構成する一人ひとりの男女が等しく権利、資源、機会、責任をもち、あらゆる分野の意思決定に平等に参画することをいう。

² スポーツ団体ガバナンスコードが女性理事の割合40%以上にするとの目標値を設定していることから（スポーツ庁2019年6月策定）、JOCが2020年に決定した目標値。

3 JOCは、上記発言がなされた臨時評議員会においてその発言を正す意見表明をしなかっただけでなく、本件につき国内外から強い批判の声が上がっていたのに、その会長が上記発言者である組織委員会会長の留任を支持する旨述べるなどし、組織委員会も、すみやかに本件の問題点を明らかにする等の対処をしなかった。上記一連の経緯は、日本社会に根強く残る差別的素地が維持されていく懸念を生じさせている。

その後、組織委員会会長は辞任し、組織委員会は再発防止等に向けジェンダー平等推進チームの発足及び女性理事の増員を公表するなどしたが、性差別解消の理念の達成に向けた取り組みとしては不十分と言わざるを得ない。

そこで、JOC及び組織委員会は、上記一連の問題について、各組織の体質がどう関わったのかを組織として見直し、構成員のジェンダー格差が未だ大きい各組織の女性理事及び評議員数を早急に増員するとともに、単なる数値目標の達成にとどまらず、実質的にも性差別を許さない組織に刷新されるべきである。

4 上記一連の問題が生じた日本社会の現状をみると、世界経済フォーラムが公表しているジェンダー・ギャップ指数³の2019年のランキングで、日本は153か国中121位、政治分野では144位であり、世界銀行が2021年2月に公表した経済的権利についての男女格差のランキングでは、日本は190か国中80位であるなど、国際社会において、日本は男女平等の点で遅れをとっていると言わざるを得ない現状にあり、あらゆる分野の組織における構成員・意思決定に参画する者のジェンダー平等、組織の意識改革が求められる。

そこで、日本政府は、日本社会になお性に基づく偏見、差別、ジェンダー不平等が厳然と存在している現状を再認識し、性差別の撤廃及び一層の男女共同参画の推進を喫緊の課題と位置づけ、さらなる具体的な取り組みを徹底して行うべきである。

5 当会は、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント防止規定により性別による差別的取扱いを禁止するとともに、男女共同参画推進基本要綱を策定のうえ男女共同参画実現のための取り組みを行っているところであるが、今後も性差別の撤廃及び男女共同参画社会の実現に向け、より一層の努力を徹底して続ける決意である。

以上

³ 各国における男女格差を測る指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出。各国が男女格差を縮めるなか、日本は毎年順位を下げ続け、特に政治・経済分野での男女格差が大きい。